(単位;円)

												l			(単位;円)
負担割合		要介護度	基本報酬	加算(1日あたり) 					食費	居住費	1日合計	加算(1月あたり)			加算 1ヶ月合計
			ユニット型介 護福祉施設 サービス費	個別機能訓 練加算(I)	看護体制 加算 I	看護体制 加算 Ⅱ	夜勤職員 配置加算 (IV)口	日常生活 継続支援 加算(Ⅱ)	食費 (1日あたり)	(1日あたり)	1日合計 (月単位の 加算を除く)	科学的介護 推進体制 加算(Ⅱ)	個別機能訓 練加算(Ⅱ)	介護職員等処 遇改善加算 (30日計算)	1ヶ月合計 (30日で計算)
	第 1 段階	要介護 1	670		4	8	21	46	300	820	1, 881	50	20	3, 206	59, 706
		要介護2	740								1, 951			3, 500	62, 100
		要介護3	815	12							2, 026			3, 815	64, 665
		要介護4	886								2, 097			4, 113	67, 093
		要介護 5	955								2, 166			4, 403	69, 453
		要介護 1	670	12	4	8	21	46	390	820	1, 971	50		3, 206	62, 406
	第	要介護2	740								2, 041			3, 500	64, 800
	2 段階	要介護3	815								2, 116		20	3, 815	67, 365
	階	要介護4	886								2, 187			4, 113	69, 793
		要介護 5	955								2, 256			4, 403	72, 153
		要介護 1	670			8	21	46	650	1, 310	2, 721	50	20	3, 206	84, 906
1	第	要介護 2	740		4						2, 791			3, 500	87, 300
割負担	第3段階①	要介護3	815	12							2, 866			3, 815	89, 865
担		要介護4	886								2, 937			4, 113	92, 293
		要介護 5	955								3, 006			4, 403	94, 653
	第 3 段 階 ②	要介護 1	670	12	4	8	21	46	1, 360	1, 310	3, 431	50	20	3, 206	106, 206
		要介護 2	740								3, 501			3, 500	108, 600
		要介護3	815								3, 576			3, 815	111, 165
		要介護4	886								3, 647			4, 113	113, 593
		要介護 5	955								3, 716			4, 403	115, 953
		要介護 1	670	12	4	8	21	46	1, 600	2, 006	4, 367	50	20	3, 206	134, 286
	+==	要介護 2	740								4, 437			3, 500	136, 680
	標準額	要介護3	815								4, 512			3, 815	139, 245
		要介護 4	886								4, 583			4, 113	141, 673
		要介護 5	955								4, 652			4, 403	144, 033
		要介護 1	1, 340	24	8		42	92	1, 600	2, 006	5, 128	268 418 100 560	40	6, 412	160, 392
	2	要介護 2	1, 480			16					5, 268			7, 000	165, 180
1	2 割 ション ション ション ション ション ション ション ション ション ション	要介護3	1, 630								5, 418			7, 630	170, 310
1	旦	要介護4	1, 772								5, 560			8, 226	175, 166
		要介護 5	1, 910								5, 698			8, 806	179, 886
		要介護 1	2, 010	36	12	24	63	138	1, 600	2, 006	5, 889		60	9, 618	186, 498
;	3	要介護 2	2, 220								6, 099			10, 500	193, 680
1	3 割 負 担	要介護3	2, 445								6, 324	150		11, 445	201, 375
担	旦	要介護4	2, 658								6, 537			12, 340	208, 660
		要介護 5	2, 865								6, 744			13, 209	215, 739

【加算の説明】

加算名	単位	概要			
個別機能訓練加算I	12/日	機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づいて機能訓練を実施した場合			
個別機能訓練加算Ⅱ	20/月	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックをもとにケアの質を高めていく取り組みを行った場合			
看護体制加算 I	4/日	常勤の看護師を1名以上配置した場合			
看護体制加算Ⅱ	8/日	基準を上回る看護職員を配置し、24時間連絡が取れる体制を確保した場合			
夜勤職員配置加算Ⅳ	21/日	基準を上回る夜勤職員と、喀痰吸引等が実施できる職員を配置した場合			
日常生活継続支援加算Ⅱ	46/日	認知症の高齢者等が一定割合以上入居し、かつ介護福祉士の資格を有する職員を一定割合以上配置した場合			
科学的介護推進体制加算	50/月	認知症の局断有等が一定制管以上人居し、かつが護備征士の質恰を有する職員を一定制管以上配直した場合 人居者ことの心身の状况寺の基本的情報を厚生労働省に提供し、ノイートハックをもとにケアの質を局めていく取り組みを行つ た場合			
初期加算		入所した日から起算して30日以内の期間			
安全対策体制加算	20/回	組織的に安全対策を実施する体制を整えている場合(入所初日に限る)			
口腔衛生管理加算Ⅱ	110/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアを月2回以上行った場合。			
療養食加算	6/食	医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合			
外泊時費用	246/日	病院に入院した場合、または居宅への外泊の場合(月に6日まで)			
再入所時栄養連携加算	200/回	施設の管理栄養士が入院先医療機関の管理栄養士と連携して、栄養管理に関する調整を行った場合			
退所時相談援助加算	400/回	退所後の居宅サービス利用時に、文書で情報提供した場合。			
	医師が終末期であると判断した利用者について、看取り介護を行った場合				
	72/日	死亡日以前 31日以上、45日以内			
看取り介護加算	144/日	死亡日以前 4日以上、30日以内			
	780/日	死亡日の前日及び前々日			
	1580/日	死亡日			
	配置医師が	施設を訪問して診察を実施した場合			
	650/回	早朝 6:00~8:00			
配置医師緊急時対応加算	650/回	夜間 18:00~22:00			
	1300/回	深夜 22:00~6:00			
	325/回	配置医師の通常の勤務時間外の場合(早朝、夜間及び深夜を除く)			

【その他の費用】

【しい心の負加】		
費用名	金額	概要
医療費	実費	嘱託医及び外部医療機関の診療、薬等に要した費用
理美容費	実費	外部業者が定める金額
日用品費	実費	ティッシュ、歯ブラシ等の日用品の費用
代理購入サービス	実費	購入依頼のあった物品を購入するのに要した費用(移動販売を含む)
サークル活動費	実費	サークル活動における材料費
通信費	実費	切手等
移送費 実費 病院受診時の駐車場料金、有料道路料金等		病院受診時の駐車場料金、有料道路料金等

- ●標準型車いすは施設で用意していますが、特殊な車いすが必要となった場合は用意をお願いする場合があります。
- 入院または外泊中においても、居住費のご負担をいただきます。なお、7日目以降の居住費負担額は標準額となります。
- 介護報酬改定及び人員配置等による体制の変更により、利用料金が変更となる場合があります。

【食費及び居住費の負担限度額】

食費と居住費については、本人による負担が原則ですが、低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により食費と居住費の一計額以上は保険給付されます。 所得に応じた限度額までを支払い、残りの基準費用との差額分は介護保険から給付されます。

利用者負担段階		対象となる方					
第1段階	所得等の要件	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金・生活保護の受給者					
第一段陷	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が1,000万円以下であること (夫婦は2,000万円以下)					
第2段階	所得等の要件	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、年金収入等の合計が80万円以下の方					
第 2 段 陷	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が650万円以下であること(夫婦は1,650万円以下)					
第3段階①	所得等の要件	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、年金収入等の合計が80万円超120万円以下の方					
第3段階 ①	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が550万円以下であること(夫婦は1,550万円以下)					
第3段階②	所得等の要件	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、年金収入等の合計が120万円超の方					
第3段階で	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が500万円以下であること(夫婦は1,500万円以下)					
第4段階 (標準額)	上記に該当しない方	(負担限度額認定証をお持ちでない方)					

【高額介護サービス費の負担限度額】

同じ月に利用したサービスの、利用者負担(サービス費用の1割または2割、3割)の合計額(同じ世帯に複数の要介護(支援)者がいる場合は、世帯の合計額)が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分の金額が高額介護サービス費として支給されます。

利用者負担段階区分	負担の上限額(月額)
年収 約1,160万円以上	140, 100円(世帯)
年収 約700万円以上、約1,160万円未満	93,000円(世帯)
年収 約383万円以上、約770万円未満	44,000円(世帯)
一般世帯	44,000円(世帯)
世帯の全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下	24,600円(世帯)
老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
生活保護の受給者 利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	15,000円(世帯)